

(仮称) 千葉ニュータウン中央駅圏複合施設整備基本計画策定委員会設置要綱を次のように定める。

令和元年 7 月 1 2 日

印西市長 板 倉 正 直

印西市告示第 2 4 号

(仮称) 千葉ニュータウン中央駅圏複合施設整備基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 (仮称) 千葉ニュータウン中央駅圏複合施設整備基本計画 (以下「計画」という。) の策定に当たり、市民、学識経験者等の意見を反映させるため、(仮称) 千葉ニュータウン中央駅圏複合施設整備基本計画策定委員会 (以下「委員会」という。) を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、計画の策定に関し、次に掲げる事項について意見交換を行い、その結果を市長に報告する。

- (1) 複合施設の目的、コンセプト等に関すること。
- (2) 複合施設に整備する機能及び施設に関すること。
- (3) 複合施設の施設計画に関すること。
- (4) 複合施設の施設整備に係る事業スキームに関すること。
- (5) 複合施設の施設整備に係る課題の整理に関すること。
- (6) その他計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 1 3 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 公募により選出された市民
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 福祉に関する活動を行う者

- (4) 健康増進に関する活動を行う者
- (5) 文化芸術に関する活動を行う者
- (6) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、計画の策定が終了したときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。
- 4 委員会において議決すべき案件があるときは、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉部社会福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

